

再発損害の消滅時効・20年期間の起算点

——別個損害別途起算点論——

松 本 克 美*

目 次

- 一 はじめに
- 二 異質損害の起算点
- 三 再発損害の起算点
- 四 おわりに

一 はじめに

本稿で検討の対象とする「再発損害」とは、すでに発生した損害と異質とは言えない損害が相当期間経過後に再発した場合の損害のことを言う。ところで債権法を中心とした改正民法（「民法の一部を改正する法律」平成29年6月2日法律第44号）が2020年4月1日に施行される前の旧規定のもとにおいては、周知のように損害賠償請求権の権利行使期間については次のように規定されていた。債務不履行にもとづく損害賠償請求権については、権利行使可能な時（旧166条1項）から10年（旧167条。以下、10年時効と呼ぶ）、不法行為に基づく損害賠償請求権については、被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から3年（旧724条前段。以下、3年時効と呼ぶ）、不法行為の時から20年（同条後段。以下、20年期間と呼ぶ）である。

判例は、後述のように、すでに発生した損害と異質の損害が相当期間経過後に発生した場合は3年時効の起算点も10年時効、20年期間の起算点も

* まつもと・かつみ 立命館大学大学院法務研究科教授

当初発生した損害に関する賠償請求権の起算点と異なることを認めてきた(異質損害別途起算点論¹⁾)。

再発損害の場合は、当初発生した損害とは異質とは言えないので、異質損害についての起算点論の射程が及ばない。それでは再発損害の賠償請求権の3年時効、10年時効、20年期間の起算点(以下、これらをまとめて起算点という)はどのように解すべきであろうか。それが本稿で検討する課題である。

結論を先取りすれば、私見は次のように考える。確かに、異質損害に関する別途起算点論の射程は当初の損害とは異質とは言えない再発損害には及ばない。しかし、再発損害の場合も再発損害の発生時を別途起算点と解すべきである。なぜなら、異質損害別途起算点論の根底にあるのは、<当初の損害発生時には権利行使が可能でなかった別個の損害が後に発生した場合は、その区別された別個の損害発生時を起算点とすべき>という別個損害別途起算点論である。このような起算点解釈は、再発損害の起算点解釈にも適用されるべきだからである。

以下、まず、判例における異質損害の起算点論を確認した上で(二)、その核心は別個損害別途起算点論にあると解すべきこと、そしてこの別個損害別途起算点論を再発損害の起算点論に適用した解釈をすべきことを論じる(三)。最後に、まとめと残された課題を提示して本稿の結びとした(四)。

二 異質損害の起算点

異質損害は、判例上、後遺症についてまず論じられ、次にじん肺症について大きな進展を見ることになった。その後、じん肺症に関する異質損害

1) 異質損害の損害賠償請求権の消滅時効、20年期間の起算点については、松本克美「異質損害の遅発と時効起算点」末川民事法研究第6号(2020年)35頁以下で論じた。本稿の叙述も私見の展開上、それと重なる部分が多いことをお断りしておく。

別途起算点論は、じん肺症以外の損害についても適用されるようになる。以下、順次確認しておこう。

1 後遺症における別途起算点論²⁾

異質損害の時効起算点が問題となった最初の事案は、加害行為から3年以上の期間を経て被害者に発症した後遺症に関する3年時効³⁾の起算点をめぐる事案である。最判昭和42・7・18民集21巻6号1559頁は次のように判示して、加害行為による受傷の当時医学的にも通常予見できなかった後遺症については、当該後遺症が発症し、その治療を受けるまでは3年の短期時効は進行しないと解した。

「被害者が不法行為に基づく損害の発生を知った以上、その損害と牽連一体をなす損害であって当時においてその発生を予見することが可能であったものについては、すべて被害者においてその認識があったものとして、民法七二四条所定の時効は前記損害の発生を知った時から進行を始めるものと解すべきではあるが、本件の場合のように、受傷時から相当期間経過後に原判示の経緯で前記の後遺症が現われ、そのため受傷時においては医学的にも通常予想しえなかったような治療方法が必要とされ、右治療のため費用を支出することを余儀なくされるにいたった等、原審認定の事実関係のもとにおいては、後日その治療を受けるようになるまでは、右治療に要した費用すなわち損害については、同条所定の時効は進行しないものと解するのが相当である。」（下線は引用者。以下同様）

加害行為による受傷の当時、医学的にも予見できなかった後遺症が後になって発症した場合には、後日その治療を受けるようになるまで、時効は進行しないということは、3年時効の起算点としては、当該後遺症にかか

2) 後遺症と時効起算点をめぐる判例、学説の詳細については、松本克美「後遺症と時効」立命館法学373号（2017年）1048頁以下を参照されたい。

3) 3年時効の起算点に関する判例・学説の詳細は、大塚直編『新注釈民法（16）』（有斐閣、2022年）573頁以下〔松本克美〕を参照されたい。

る損害（後遺症の治療費）の発生を知った時が、後遺症という当初の損害とは別個の損害についての賠償請求権の3年時効の起算点であるということになる。何故なら後遺症の治療を受けるということは後遺症の発症を知らなければ治療を受けられないのであるから、加害行為による受傷した当時に医学的に予見できなかった後遺症の発症を知った時が3年時効の起算点である「損害を知った時」にあたることを認めたものと言えよう。

2 じん肺症被害の起算点

(1) じん肺症の特徴と被告の主張した起算点論⁴⁾

次に問題となったのが、じん肺症被害についての使用者の安全配慮義務違反の債務不履行に基づく損害賠償請求権の消滅時効起算点である「権利を行使することができる時」（旧民法166条1項）の解釈であった。じん肺症は、潜在進行性の特徴がある。粉じん職場で粉じんに暴露されている最中にはもちろん、粉じん職場を離脱しても症状が進行していく。ただ、症状の進行度合いについては個人差が大きく、ある時点でその罹患者の症状が固定しているのか、これからさらに進行するのかが不明であるという特徴がある。

また、じん肺症に関しては労災保険金の支給との関係で、じん肺法という特別法が制定され、粉じん職場で労働している、あるいは労働していた労働者に定期的な健康診断が義務付けられ、じん肺症の発症が認められると管理区分二、それ以降の進行度合いにより、管理区分三、管理区分四の行政上の決定がなされる。管理区分の決定を踏まえてなされる労災保険申請により支給要件の充足が認められると、労災保険金の支給額は重い管理区分になるに従い増額され、じん肺症により死亡した場合は、死亡に対する保険金が支給される。

4) じん肺症をめぐる損害賠償請求訴訟における被告の消滅時効の援用、原告の反論、裁判所の判断等の詳細は、松本克美『時効と正義——消滅時効・除斥期間論の新たな胎動』（日本評論社、2002年）64頁以下、249頁以下等を参照されたい。

ただ保険金は上限が定められているし、また、慰謝料を補填するものではないので、じん肺症に罹患した労働者ないしその遺族が使用者を相手取り、安全配慮義務違反の債務不履行を理由とした損害賠償請求をする事案が全国で多発した。

じん肺症の特徴から、すでに粉じん職場を離脱して長期間を経て発症したり、その後、さらに症状が進行し、深刻化し、あるいは長期間を経てじん肺症により死亡する被害者も多く、被告は常に消滅時効を援用して争ってきた。被告の主張は、被害者が退職すれば使用者は雇用契約上の信義則に基づく安全配慮義務を負わないので、遅くとも退職時が時効起算点と解すべきであるとの退職時説、あるいは管理区分の二の決定がなされればじん肺症の発症が認められるのであるから、損害賠償請求権の行使もその時に可能となっているのであるから、最初の管理区分の決定時が時効起算点であるなどの主張をした。

(2) 長崎じん肺訴訟・最判平成6・6・22民集48巻2号441頁

この問題に関するリーディングケースとなった長崎じん肺訴訟・最判平成6年は、私見が異質損害段階的発生時説と名付けた次のような起算点解釈を展開した。

「雇用契約上の付随義務としての安全配慮義務の不履行に基づく損害賠償請求権の消滅時効期間は、民法一六七条一項により一〇年と解され（最高裁昭和四八年（オ）第三八三号同五〇年二月二五日第三小法廷判決・民集二九巻二号一四三頁参照）、右一〇年の消滅時効は、同法一六六条一項により、右損害賠償請求権を行使し得る時から進行するものと解される。そして、一般に、安全配慮義務違反による損害賠償請求権は、その損害が発生した時に成立し、同時にその権利を行使することが法律上可能となるというべきところ、じん肺に罹患した事実は、その旨の行政上の決定がなければ通常認め難いから、本件においては、じん肺の所見がある旨の最初の行政上の決定を受けた時に少なくとも損害の一端が発生したものであるといえる。

しかし、このことから、じん肺に罹患した患者の病状が進行し、より重い行政上の決定を受けた場合においても、重い決定に相当する病状に基づく損害を含む全損害が、最初の行政上の決定を受けた時点で発生していたものとみることができない。すなわち、前示事実関係によれば、じん肺は、肺内に粉じんが存在する限り進行するが、それは肺内の粉じんの量に対応する進行であるという特異な進行性の疾患であって、しかも、その病状が管理二又は管理三に相当する症状にとどまっているようにみえる者もあれば、最も重い管理四に相当する症状まで進行した者もあり、また、進行する場合であっても、じん肺の所見がある旨の最初の行政上の決定を受けてからより重い決定を受けるまでに、数年しか経過しなかった者もあれば、二〇年以上経過した者もあるなど、その進行の有無、程度、速度も、患者によって多様であることが明らかである。そうすると、例えば、管理二、管理三、管理四と順次行政上の決定を受けた場合には、事後的にみると一個の損害賠償請求権の範囲が量的に拡大したにすぎないようにみえるものの、このような過程の中の特定の時点の病状をとらえるならば、その病状が今後どの程度まで進行するのかはもとより、進行しているのか、固定しているのかすらも、現在の医学では確定することができないのであって、管理二の行政上の決定を受けた時点で、管理三又は管理四に相当する病状に基づく各損害の賠償を求めることはもとより不可能である。以上のようなじん肺の病変の特質にかんがみると、管理二、管理三、管理四の各行政上の決定に相当する病状に基づく各損害には、質的に異なるものがあるといわざるを得ず、したがって、重い決定に相当する病状に基づく損害は、その決定を受けた時に発生し、その時点からその損害賠償請求権を行使することが法律上可能となるものというべきであり、最初の軽い行政上の決定を受けた時点で、その後の重い決定に相当する病状に基づく損害を含む全損害が発生していたとみることが、じん肺という疾病の実態に反するものとして是認し得ない。これを要するに、雇用者の安全配慮義務違反によりじん肺に罹患したことを理由とする損害賠償請求権の消滅時効は、

最終の行政上の決定を受けた時から進行するものと解するのが相当である。」

(3) 最判平成6年の意義

① 異質損害段階的発生時説

この判決はじん肺症被害に対する損害賠償請求における損害額の金銭的評価がじん肺症の進行度合いの重さに応じた管理区分のランクごとに算定されることを踏まえて、管理区分と時効起算点解釈における損害の発生をリンクさせ、管理区分ごとに異質の損害が発生するという法的構成（異質損害段階的発生時説⁵⁾）をとった点に特徴がある。じん肺症については管理区分二から四に応じて、異質な損害の段階的発生があるという解釈である。要するに異質損害の発生ごとに時効起算点を別途に解釈するのであるから、異質損害別途起算点論をじん肺症の特性に合わせて具体化した解釈論と位置付けることができよう。

なお最判平成6年の後、秩父じん肺訴訟の1審判決（浦和地裁熊谷支判平成11・4・28判時1694号14頁）、その控訴審の東京高判平成13・10・23判時1768号1381頁が、じん肺症による死亡は、管理区分ごとの損害とは、異質な損害であるとして、これも別途時効起算点となるという判断を示し最高裁もこのような別途起算点時説を支持している（筑豊じん肺訴訟・日鐵関係・上告審・最判平成16・4・27判時1860号152頁）。

② 損害の発生を法律上の障害と位置づけた点

なおここで問題となったのは、旧民法166条1項の「権利を行使することができる時」の解釈であったが、最判平成6年の異質損害段階的発生時

5) 私見のいう「異質損害段階的発生時説」の意味についての詳細は、松本・前掲注(1)36頁以下、同・前掲注(4)251頁、同「民法724条の20年期間の起算点と損害の性質論——潜在型損害と顕在進行型損害の諸類型との関係で——」立命館法学398号(2022年)1699頁以下等を参照されたい。

説が有するもう一つの大きな意義も指摘しておこう。

周知のように時効起算点としての「権利を行使することができる時」とは、履行期の未到来や条件の不成就など法律上の障害がないことを言い、それ以外の権利者の個人的事情、たまたま権利を知らなかったとか、病気で権利を行使できなかったなどの事実上の障害は含まれないと解されてきた⁶⁾。

これに対して、最判平成6年は、時効起算点として問題となる損害賠償請求権の権利行使可能性との関連では、損害の発生を事実上の障害の問題ではなく、法律上の障害と捉えていると評価できる。なぜなら、上述したように、最判平成6年の判決文は、「重い決定に相当する病状に基づく損害は、その決定を受けた時に発生し、その時点からその損害賠償請求権を行使することが法律上可能となるものというべき」としているからである。例えば、管理区分四の決定に相当する病状に基づく損害は、管理区分四の決定を受けた時に発生し、その時点からその損害賠償請求権を行使することが「法律上可能となる」のであるから、管理区分四の決定がないことは、時効の進行とは無関係な単なる事実上の障害ではなく、法律上の障害として位置付けていると解される⁷⁾。

(4) 異質損害段階的発生時説の20年期間の起算点論への導入

① 筑豊じん肺訴訟・控訴審判決・福岡高判平成13・7・19判時1785号89頁

最判平成6年はこのように症状の重さに従いじん肺法上の管理区分が決定されるじん肺症の特徴に即して、管理区分ごと及びじん肺症による死亡ごとに異質な損害が発生するという時効起算点論を展開した。じん肺法上の管理区分ごと、及びじん肺症に起因する死亡ごとに異質な損害が発生し、それらの損害についての損害賠償請求権の消滅時効もそれぞれ別途進

6) 我妻栄『新訂民法総則(民法講義I)』(岩波書店、1965年)484頁。

7) この点については、私見が再三にわたり指摘してきた点である。松本・前掲注(1)39頁、同・前掲注(4)336頁等。

行するという異質損害段階的発生時説を、不法行為を理由とした損害賠償請求権に関する旧民法724条後段の20年期間の起算点に応用したのが、じん肺症被害に対する国の公権力の不行使に関する国家賠償責任が問われた筑豊じん肺訴訟における控訴審判決であった。

1 審判決は国の責任自体を否定したが、2 審判決は国の不作為責任を認めたため、旧724条後段の20年期間の起算点である「不法行為の時」の解釈が問題となった。福岡高裁は被告国の主張した起算点、すなわち「不法行為の時」とは加害行為の時と解すべきで、被災労働者が粉塵職場を離脱した以降は国の不作為責任は及ばないので、加害行為の終了時である粉塵職場を離脱した時を起算点と解すべきで、そうすると原告らの損害賠償請求権は20年の除斥期間の経過により消滅しているという主張を次の理由で排斥した。

20年期間の起算点を加害行為時と解すと「加害行為後長期間を経て初めて損害が顕在化する場合には、被害者の救済に悖ること甚だしく、極端な場合には損害が発生する以前に、除斥期間が満了してしまうという不当な事態さえ生じかねないから、上記見解は採用できない。」「『不法行為ノ時』とは、『不法行為の要件が充足されたとき』、すなわち、『加害行為があり、それによる損害が、客観的に（被害者の認識に関係なく）一部でも発生したとき』と解するべきである。」

その上で、本件におけるじん肺症における損害の発生をいつと解すべきかについては、前述の長崎じん肺訴訟で最高裁判決が示した異質損害段階的発生時説に依拠して、次のように述べた。

「じん肺の病変の特質に照らすと、管理二、管理三、管理四の各行政上の決定に相当する症状に基づく各損害及びじん肺を原因とする死亡（共同原因死を含む）に基づく損害は、その各決定あるいは死亡の時点において、それぞれの損害が発生したとみるべきであるから、結局、除斥期間の起算点も、最終の行政上の決定を受けた日あるいはじん肺を原因とする死亡の日と解すべきである。そうすると、被控訴人国の責任が認められた本件従

業員ら中、除斥期間が経過したものはない。

被告国はこれを不服として上告受理申立てをした。

② 筑豊じん肺訴訟上告審判決・最判平成16・4・27民集58巻4号1032頁

上告審も原審と同様に「加害行為が終了してから相当の期間が経過した後には損害が発生する場合には、当該損害の全部又は一部が発生した時が除斥期間の起算点となると解すべきである。」として、「これと同旨の原審の判断は、正当として是認することができる」とした。

ところで、加害行為から遅れて損害が発生した場合の、損害の発生の意味をめぐり、それが被害者の客観的な認識可能性とは無関係に、事実上、損害が発生した時と解すべきか（「事実上の損害発生時」説）、それとも、被害者に客観的に認識可能なほどに損害が顕在化した時（「損害顕在化時」説）と解すべきかという問題がある。

この点で、注目すべきは、筑豊じん肺最判が損害発生時説に立つ理由として、前掲の原審判決が採用したような不法行為要件充足時説をそのまま維持して判決理由としたのではないという点である。すなわち、原審の損害発生時説は、前述したように「不法行為の時」を「不法行為の要件の充足の時」と解し、それゆえ、加害行為に遅れて損害が発生した場合は、損害発生時が起算点となるという解釈であった。損害が発生しなければ損害賠償請求権を客観的にも行使できないのであるから、このような解釈は権利行使の客観的可能性に配慮した解釈であると言える。しかし筑豊じん肺最判は、こうした解釈論ではなく、むしろ、損害の性質と権利行使可能性、加害者の予期に正面から焦点を当てた次のような判決理由を展開している⁸⁾。

「当該不法行為により発生する損害の性質上、加害行為が終了してから

8) 不法行為要件充足時としての損害発生時説と筑豊じん肺最判の利益衡量的損害発生時説の比較については、松本克美「不法行為による潜在型損害の長期消滅時効の起算点——民法724条の『不法行為の時』と『損害の性質』論」立命館法学378号（2019年）799頁参照。

相当の期間が経過した後に損害が発生する場合には、当該損害の全部又は一部が発生した時が除斥期間の起算点となると解すべきである。なぜなら、このような場合に損害の発生を待たずに除斥期間の進行を認めることは、被害者にとって著しく酷であるし、また、加害者としても、自己の行為により生じ得る損害の性質からみて、相当の期間が経過した後に被害者が現れて、損害賠償の請求を受けることを予期すべきであると考えられるからである。」

本判決の判断基準は、「不法行為要件充足時説」のような客観的な不法行為責任の成立要件充足よりも、「損害の性質」に着目して被害者にとっての客観的な権利行使可能性と加害者が長期間経過後に責任追及されることの見込み可能性を考慮する利益衡量的な判断基準である点に特徴がある。そして本判決が、損害の性質に着目して被害者の客観的な権利行使可能性に配慮していることからすれば、そこでのいう損害の発生とは、被害者に認識できない形での事実上の損害の発生ではなく、客観的な権利行使可能性の契機となるような損害の顕在化を意味していると解すべきである⁹⁾。

実際にも、原審は、従来の最高裁判例に従って、じん肺症における損害の発生時とは、じん肺法上の管理区分の決定の通知があるごとに質的に異なる損害が発生したと解して、その時が損害の発生の時であると解釈している。すなわち、被害者の体内で被害者には客観的に認識できないような形で管理区分四に相当する症状が発生している時を損害発生時としているのではなく、管理区分四の通知がなされた時をもって損害発生時としているのである。そして、このような判断を最高裁も是認しているのである。従って、筑豊じん肺最判は被害者の権利行使可能性とは無関係な事実上の損害発生時を起算点としているのではなく、あくまで被害者の客観的な権

9) この場合の「損害の顕在化」は権利行使の客観的な可能性との関連で法的に評価される概念であって、単なる事実認定の問題ではない。そこで正確には「規範的損害顕在化時」と呼ぶべきものである（松本克美「民法724条後段の20年期間の起算点と損害の発生——権利行使可能性に配慮した規範的損害顕在化時説の展開——」立命館法学357・358号（2015年）1820頁）。

利行使可能性の契機となるような損害の顕在化時をもって損害の発生時と解し、その時を「不法行為の時」と解しているのである。このことは筑豊じん肺最判が「損害の発生を待たずに除斥期間の進行を認めることは、被害者にとって著しく酷」としている点からも明らかである。事実上損害が発生していても、すなわち、例えじん肺法上管理区分四に相当する症状が被害者の体内で進行していても、それが被害者にとって客観的に認識可能な程度に顕在化（管理区分四の決定がなされる）しない間に除斥期間が進行することは「被害者にとって著しく酷」なのである。

要するに、「不法行為の時」との関係で問題となる「損害の発生」とは、その「損害の性質」上、被害者にとって客観的に権利行使が可能になるような損害の顕在化時（規範的損害顕在化時）と解すべきである。

なお、筑豊じん肺最判平成16年以降に、最高裁は、同判決を引用して、当該事案における損害の顕在化時をもって20年期間の起算点としている（関西水俣病訴訟・最判平成16・10・15民集58巻7号1802頁B型肝炎訴訟・最判平成18・6・16民集60巻5号1997頁¹⁰⁾）。

(5) 旧166条1項の「権利を行使することができる時」と、旧724条後段の「不法行為の時」の起算点論の共通性

上述のように、じん肺症被害に対する損害賠償請求権については、安全配慮義務違反の債務不履行を理由とした損害賠償請求権に適用される旧166条1項の「権利を行使することができる時」の起算点も、不法行為を理由とした損害賠償請求権に適用される旧724条後段の「不法行為の時」の起算点も、管理区分ごとないしじん肺による死亡時にそれぞれ異質の損害が別途発生し、それぞれが時効ないし除斥期間の起算点となるとするのが判例である。

10) これらの判決については、松本克美『統・時効と正義——消滅時効・除斥期間論の新たな展開』（日本評論社、2012年）83頁以下、同・前掲注（9）1821頁以下で紹介、検討した。

20年期間を消滅時効と解すならば、消滅時効の起算点の原則である「権利を行使することができる時」と同じく客観的な権利行使可能性の有無を基準として起算点解釈をすることはむしろ当然といえよう¹¹⁾。しかし、最判平成16年は20年期間を除斥期間であるとした従来判例に従いつつも、その上でなお、「不法行為の時」の起算点解釈に「権利を行使することができる時」の解釈として展開された異質損害段階的発生時説を導入した点に大きな意義を有する。

ここで20年期間を除斥期間とした最判平成元年判決（最判平成元年12月21日民集43巻12号2209頁）を確認しておこう。

最判平成元年は、次のように判示する。民法724条後段の「二〇年の期間は被害者側の認識のいかんを問わず一定の時の経過によって法律関係を確定させるため請求権の存続期間を画一的に定めたもの」であり、当該事件においては、「本訴提起前の右二〇年の除斥期間が経過した時点で法律上当然に消滅したことになる。そして、このような場合には、裁判所は、除斥期間の性質にかんがみ、本件請求権が除斥期間の経過により消滅した旨の主張がなくても、右期間の経過により本件請求権が消滅したものと判断すべきであり、したがって、被上告人ら主張に係る信義則違反又は権利濫用の主張は、主張自体失当であって採用の限りではない。」

このように最判平成元年は「二〇年の期間は被害者側の認識のいかんを問わず一定の時の経過によって法律関係を確定させるため請求権の存続期間を画一的に定めたもの」としている。しかし、ここでいう「被害者側の認識」とは旧724条前段の3年の短期消滅時効の起算点のように「被害者側の主観的認識のいかんを問わず」という意味であると解せば、客観的な権利行使可能時を20年期間の起算点解釈に導入したと解すべき最判平成16

11) 改正民法166条と改正民法724条の二重期間を権利行使可能性の観点から統一的に捉えるべきことについては、松本克美「消滅時効の二重期間と権利行使可能性——民法166条と民法724条の起算点論」松久三四彦先生古稀記念『時効・民事法制度の新展開』（信山社、2022年）57頁以下で詳論した。

年と矛盾はないとも言える。また、最判平成元年が被害者側の客観的認識可能性をも一切無視するという意味で「被害者側の認識のいかんを問わず」という文言を使っているのだとするならば、最判平成16年がそのような硬直的な起算点論を修正しているとも評価できよう¹²⁾。

3 異質損害段階的発生時説の射程

(1) 異質損害段階的発生時説と異質損害別途起算点論

じん肺症に関する異質損害段階的発生時説は、行政上の管理区分のあるじん肺症にのみ適用されるとその射程距離を限定すべきなのであろうか。確かにじん肺症においてはじん肺法に基づく行政上の管理区分制度に即した起算点論である。しかし、翻って考えると、異質損害段階的発生時説は、加害行為から損害が生じたが、のちにその当初の損害と異質な損害が遅発した場合には、異質な損害の発生時が別途、時効ないし除斥期間の起算点となるという異質損害別途起算点論をじん肺症の特質に応じて具体化したものと評価できる。それゆえ、じん肺症に関する異質損害段階的発生時説はじん肺症に特有な起算点論であるとしても、それを包括する異質損害別途起算点論はじん肺症以外の損害に広く適用できると考えるべきである¹³⁾。

(2) 異質損害別途起算点論を肯定した裁判例

異質損害別途起算点論は前掲の最判平成16年(関西水俣病)や最判平成18年(B型肝炎)以外にも、次のような裁判例で認められてきた。

① 水俣病被害者互助会訴訟・熊本地判平成26・3・31判時2233号10頁

小児水俣病の患者らが原因物質を海水中に排水したチッソ株式会社に民法709条の不法行為に基づく損害賠償請求等をした事案である。被告は、

12) 松本克美「民法旧724条後段20年期間＝除斥期間説の違憲無効論」立命館法学391号(2021年)1231頁。

13) この点を正面から論じたものとして、松本・前掲注(1)45頁以下。

前述の関西水俣病最判を引用して、20年期間の起算点は海水中に水銀を含む排水を終了した時点から遅くとも4年を経た時点であるとして除斥期間の満了による権利消滅を主張したが、熊本地裁は次のように判示して、除斥期間の経過を否定し、原告らの請求を一部認容した¹⁴⁾。

「小児水俣病については、脳性麻痺型においても、その進行が極めて長期にわたり得るものであり、かつ、その進行性の態様が医学上解明されているとはいいい難い。すなわち、現在の医学的知見の下では、具体的な患者の病状の進行の程度、速度はもとより、そもそも、今後更に進行していくのか、現状で固定しているのかという進行の有無に関する判断が極めて困難であるといわざるを得ない……そうすると、脳性麻痺型の小児水俣病について、出生後、脳性小児麻痺様の症候が出現した時点（以下「当初発症時点」という。）で、10年後、20年後に発症するかもしれないより重い症候、さらに、10年後、20年後に併発するかもしれない重い合併症に基づく損害が既に発生しているとみるのは非現実的であって、このようにその賠償を求めることが全く不可能な将来の損害をも包含する単一の賠償請求権なるものが、当初発症時点において既に実体法上の権利として存在すると考えるのは、相当ではないと考えられる。」

以上の観点から同判決は、個別の原告ごとに20年期間の起算点を判断し、例えば、次のような医師の診断をもって当初の発症時の損害とは異質の損害が発生し、その時が20年の起算点だとしている。「平成24年12月9日、Y75医師が原告Y3の『生命維持のためには、……可能な限り常時の見守りと介助を必要とし、即応する緊急時の医療体制も重要であると考え』との『所見』を示したところ、遅くとも同日時点で、当初発症時点とは異質の新たな損害（本件損害）が発生したものと認めるのが相当である。」

前述の関西水俣病最判平成16年は水俣湾周辺地域からの転居から4年経

14) 同判決については松本克美「民法724条の『不法行為の時』の解釈基準と『損害の性質』に着目した不法行為類型」立命館法学385号（2019年）1286頁以下でも紹介、分析した。

過した時点が起算点とした。その理由は、判決文にあるように「原審の認定した事実関係の下では」という当該事案についての事例判決を下したに過ぎず、全ての遅発性水俣病について絶対的な基準を示したものと捉えるべきでない。熊本地判平成26年は小児水俣病の症状が時の経過によって当初とは質的に異なる損害として遅発すること、従って、20年期間の起算点は遅発した異質な損害の発生時と解すべきこと、しかも、そのような損害の異質性は医師の診断をもって初めて認識可能になることに注目して具体的起算点を医師の「所見」時と認定している。まさに私見のいう損害顕在化時説を明示したものと捉えることができよう。

② 国鉄高架橋コンクリートブロック落下負傷事件・東京地判平成26・4・14判時2233号123頁¹⁵⁾

当時国鉄が管理していた鉄道高架橋下を乳母車に乗って通りかかった当時1歳1か月のX1の頭部に、同高架橋から崩落したブロック片が衝突し、X1は脳挫傷等の負傷を負った。事故から1年半後にX1らと国鉄の間に和解が成立し、国鉄はX1の治療費およびそれと別に450万円の賠償金を払い、将来、後遺症が発症した場合はそれについても損害賠償する旨が合意された。事故から26年後にX1が頭部MRI検査及び神経心理学検査を受けたところ高次脳機能障害であるとの診断を受け、その約3か月後に、X1及びその両親X2、X3らが国鉄の承継人であるYに不法行為に基づく損害賠償を請求した。これに対して、Yは20年以上前にX1の後遺症は発症していたから、X1らの損害賠償請求権は20年の除斥期間の経過により消滅したと主張した。

これに対して、東京地裁は、次のように判示して20年期間の満了を否定し、X1らの請求を一部認容した。

「X1に生じた精神障害は、知的障害、自閉症障害及び高次脳機能障害の

15) 同判決については、松本・前掲注(14)1287頁で検討した。

三つがあるところ、本件事故時にX1が1歳1箇月であり身体精神共に発達未熟な状態にあったことからすれば、本件事故の影響がX1に現れるためには、X1の心身の成長を待つ必要があります、相当の期間を要するものと考えられるから、損害の性質上加害行為が終了してから相当の期間が経過した後に損害が生じる場合として、その損害の全部又は一部が発症した時が除斥期間の起算点となると考えるべきである。そして、X1の精神障害が発症したというためには、実際に診断される必要はないものの、その症状が上記障害を診断することができる程度に外形的に明らかになることを要するものと考えるべきである。……X1に生じた精神障害は、いずれも平成元年8月（提訴より20年前——引用者注記）以前に発症していたということはできず、X1が精神障害を発症してから本件訴えが提起されるまで20年を経過しているとはいえないから、除斥期間に係る被告の主張も理由がない。」

本判決は、20年期間の起算点である「不法行為の時」とは、権利者に認識できないような事実上の損害の発生時ではなく、権利行使可能性の契機となるような損害の顕在化であるとする筑豊じん肺最判の起算点論の趣旨を正確に理解した判決として高く評価できる。損害の顕在化が必要であることを本判決は、「その症状が上記障害を診断することができる程度に外形的に明らかになることを要する」という表現で示している。被害者はすでに加害行為時に脳挫傷等の損害を負っているのであるから、本件で賠償対象とされている精神障害は、当初の損害とは異質の損害であり、その異質の損害発生時が別途20年期間の起算点となるとしていると解されるから、異質損害別途起算点論をとっていると評価できよう。

③ 児童期性虐待・釧路 PTSD 等事件

うつ病、PTSD等の症状を発症した30代の女性が精神科医の診断を受けたところ、その原因が3歳から8歳までの児童期に叔父（母の弟）から受けた性的虐待被害にあることが判明し、加害者に不法行為責任に基づく

損害賠償請求訴訟を提訴した事案である¹⁶⁾。釧路地判平成15・4・16判時2197号110頁は、原告は継続的な性的虐待行為が終了する前の6、7歳の頃にすでに PTSD を発症し、このときが不法行為の時であり、それから20年以上を経て原告の損害賠償請求権は法律上当然に消滅したと判示し、原告の請求を棄却した。また、うつ病も PTSD に付随する症状であるとして、別途起算点を論じる余地はないとした。

他方で、同事件の控訴審の札幌高判平成26・9・25判時2245号31頁は、PTSD の損害については、1 審判決と同様の起算点としたが、うつ病については、次のように判示して、除斥期間は経過していないとして、約3000万円の損害賠償を認める画期的判断を示した。

「控訴人の発症したうつ病の性質に鑑みると、その症状に基づく損害は、それまでに発生していた PTSD、離人症性障害及び摂食障害に基づく各損害とは、質的に全く異なるものといえることができる。このような事情からすると、うつ病を発症したことによる損害は、その損害の性質上、加害行為である本件性的虐待行為が終了してから相当期間が経過した後が発生したものであり、かつ、それまでに発生していた PTSD、離人症性障害及び摂食障害に基づく損害とは質的に全く異なる別個の損害と認められるから、除斥期間の起算点は損害の発生した時、すなわち、うつ病が発症した時である平成18年9月頃というべきである。

以上の検討結果をまとめると、本件性的虐待行為を受け、PTSD、離人症性障害及び摂食障害を発症したことを理由とする不法行為に基づく損害賠償請求権は、民法724条後段所定の除斥期間の経過により消滅している

16) 同事案の詳細については、松本克美「児童期の性的虐待に起因する PTSD 等の発症についての損害賠償請求権の消滅時効・除斥期間」立命館法学349号(2013年)1069頁以下、同「民事消滅時効への被害者学的アプローチ——児童期の性的虐待被害の回復を阻害しない時効論の構築のために」被害者学研究27号(2018年)30頁以下、同「性暴力被害と民事消滅時効——改正民法後の課題」島田陽一、米津孝司、菅野淑子『『尊厳ある社会』に向けた法の貢献 社会法とジェンダーの協働——浅倉むつ子先生古稀記念論文集』(旬報社、2020年)427頁以下等で詳細に論じた。

が、うつ病を発症したことを理由とする不法行為に基づく損害賠償請求権については、除斥期間が経過していないとすることができる。」

札幌高判は1審判決と異なり、PTSD 症状とうつ病とが質的に区別されるべき損害と捉え、20年期間の起算点は当初の PTSD の損害発生時とは別に、うつ病が発症した時であるとしたのであるから、異質損害別途起算点論を採用していると評価できよう。なお、この控訴審判決を不服として被告が上告受理申し立てをしたが、最高裁は不受理決定をして、高裁判決が確定している（最決平成28・7・8家庭の法と裁判4号66頁）。

④ B型肝炎福岡事件・最判令和3・4・26民集75巻4号1157頁¹⁷⁾

B型肝炎・福岡訴訟では、乳幼児期の集団予防接種等によりB型肝炎ウイルスに感染した原告が、その後、成人した後で、HBe 抗原陽性慢性肝炎を発症した。その後、両名は抗ウイルス治療により HBe 抗原陰性への転換（セロコンバージョンという）を起こして肝炎が沈静化した。その後、長期間を経て HBe 抗原陰性肝炎を発症したことに對して国賠訴訟を提起した事案である。国は20年期間の起算点が損害発生の時であるとしても、それは最初に原告らが HBe 抗原陽性慢性肝炎を発症した時であり、それから20年以上を経て提訴された本件では原告らの損害賠償請求権は消滅したと主張した。

これに對して、上告審判決は最初の HBe 抗原陽性慢性肝炎と後の HBe 抗原陰性肝炎とは異質の損害であり、後者の損害に對する損害賠償請求権の20年期間の起算点は後者の損害が発生した時であるとして次のように判示した。

本件原告らに発症したような「セロコンバージョンにより非活動性キャリアとなった後に発症する HBe 抗原陰性慢性肝炎は、慢性B型肝炎の病態の中でもより進行した特異なものというべきであり、どのような場合に

17) 本判決に関する判例批評として、松本克美「進行性のB型肝炎の再発と民法724の20年期間の起算点」新・判例解説 Watch・民法（財産法）No.217（2021年）1頁以下。

HBe 抗原陰性慢性肝炎を発症するのは、現在の医学ではまだ解明されておらず、HBe 抗原陽性慢性肝炎の発症の時点で、後に HBe 抗原陰性慢性肝炎を発症することによる損害の賠償を求めることも不可能である。以上のような慢性B型肝炎の特質に鑑みると、上告人らが HBe 抗原陽性慢性肝炎を発症したことによる損害と、HBe 抗原陰性慢性肝炎を発症したことによる損害とは、質的に異なるものであって、HBe 抗原陰性慢性肝炎を発症したことによる損害は、HBe 抗原陰性慢性肝炎の発症の時に発生したものというべきである。

以上によれば、上告人らが HBe 抗原陰性慢性肝炎を発症したことによる損害については、HBe 抗原陽性慢性肝炎の発症の時ではなく、HBe 抗原陰性慢性肝炎の発症の時に民法724条後段所定の除斥期間の起算点となるというべきである。」

最判令和3年も、加害行為から生じた当初の損害とは異質の損害が後から発生した場合に、20年期間の起算点は別途解すべきであるとしているのであるから、異質損害別途起算点論を採用したものと評価できる。

三 再発損害の起算点

1 異質損害別途起算点論の根底にある別個損害別途起算点論

じん肺症に適用される異質損害段階的発生時説も、それ以外の場合に広く適用される異質損害別途起算点論も、加害行為によって生じた損害と異質な損害が遅発するという点で共通性を要する。しかし、ここで重要なのは、損害の「異質」性それ自体ではなく、むしろ、当初の損害と区別されるべき損害の遅発があれば、そうした別個損害については、消滅時効も20年期間の起算点も別途、遅発時を起算点とすべきという命題であろう。これを別個損害別途起算点論と呼ぼう。損害の「異質」性は、当初の損害と遅発損害を区別する複数の損害の「別個」性の判断基準の一つに過ぎず、唯一絶対的な基準として捉えるべきではない。

2 再発損害の事案

再発損害の20年期間の起算点が争点となった事案に次のようなものがある。

① 福岡・B型肝炎再発事件¹⁸⁾

実際の裁判例として、下記のようなものがある。集団予防接種等によりB型肝炎ウイルスに感染し、HBe 抗原陽性慢性肝炎を発症したが沈静化し、その後、HBe 抗原陰性慢性肝炎を発症した場合、両者は異質の損害であるので後者の発症時が20年期間の起算点と解すべきことは前述した。それでは、後者の HBe 抗原陰性慢性肝炎を発症したものの、それが沈静化したので、後者の損害についての損害賠償請求をしないでいたら、それからさらに20年以上を経て再び HBe 抗原陰性慢性肝炎を再発した場合はどうか。この場合、最初に発症した HBe 抗原陽性慢性肝炎とは異質であるとは言えるものの、中間時点で一度発症した HBe 抗原陰性慢性肝炎と異質かと言えば、医学的には異質とは言えない。まさにこの点が争われたB型肝炎福岡訴訟・第2陣訴訟では中間時点での HBe 抗原陰性慢性肝炎発症時が20年期間の起算点であるとして既に損害賠償請求権は消滅しているとした（福岡地判令和・6・23訴月66巻11号1844頁）。

② 広島・児童期的虐待事件

提訴時40代前半の女性が、物心つく保育園時の頃から中学2年生の頃まで実父から性的虐待を受けた被害について、実父を相手取り不法行為に基づく損害賠償訴訟を提起した（慰謝料、将来の治療費、弁護士費用等合計約3700万円）。提訴の大きな契機となったのは、長らく離れて暮らしていた実父とまた同居することになるかもしれないことがわかるなどして、精神・体調不調となり、提訴の約1年半前に医師の診断の結果、過去の性的虐待

18) この事案については、松本克美「民法724条の20年期間の起算点と損害の性質論——潜在型損害と顕在進行型損害の諸類型との関係で——」立命館法学398号（2021年）1709頁以下でも紹介した。

を原因とする PTSD と診断されたことだった。広島地判令和 4・10・26¹⁹⁾ (判例集未登載) は、PTSD かどうかはともかく原告が請求しているのは精神的損害に対する慰謝料であり、既に児童期に性的虐待を受けていた頃、精神的損害は生じており、遅くとも原告が成人となった頃が除斥期間の起算点であり、それから提訴まで20年以上経過しているから原告の請求権は消滅したとして、請求を棄却した。

原告は、現在、広島高裁に控訴中であるが、控訴審で原告は、児童期に精神的損害が発生していたとしても、その後、精神不調などの症状は無くなっていたのが、前述の契機で精神不調となり、PTSD と診断されたのであるから、PTSD という異質の損害が後に発生したと解すべきで、20年期間の起算点はこの時と解すべきであるなどとして争っている。控訴審で PTSD の発症が過去の精神的損害とは異質な損害と認定されるならば、異質損害発生時が起算点と解すべきである。また異質な損害ではないとするならば、再発損害の起算点が問題となろう。

3 再発損害と起算点

上述した2つの事案では、確かに過去に損害が発生しているが、その損害が一旦消失したように思われたので、あえて提訴までに及ばなかったが、その後、再び損害が発生している。その損害が当初の損害と異質の損害と認められれば、異質損害別途起算点論の射程が及び、後の異質損害の発生時が起算点となる。しかし、後の損害が当初の損害とは異質ではない再発損害である場合には異質損害別途起算点論の射程は及ばない。

その場合でも前述の筑豊じん肺最判が指摘するように20年期間の起算点は「損害の性質」に即して解釈すべきである。異質損害別途起算点論の根底には、上述したように、過去の損害と時間的に区別される別個の損害については別途の起算点とするという別個損害別途起算点論の理念があると

19) この判決は、新聞などでも大きく報道された。日経新聞電子版 <https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUF269NW0W2A021C2000000/>。

解すべきである。

したがって、過去に損害が発生していたとしても、その損害が一旦消失し、相当期間経過後に再発した場合には、再発損害発生時を別途の起算点と解すべきである。このとき、現在の損害は加害行為の当時に発生した損害と異質ではないという理由で、再発時を別途起算点と解さないのであれば、加害行為時の当初の損害発生から20年以上を経て、同質の損害が再発した場合に、再発以前にすでに再発の損害賠償請求権が20年期間の経過により消滅しているという不合理が生じる。このような起算点解釈は前述の最判平成16年の表現を借りれば、「被害者にとって著しく酷」であり、加害者は自ら与えた損害の性質からして長期間を経て損害賠償請求されることを「予期すべき」である。

したがって当初の損害発生時には予想できなかった損害の再発が相当期間経過後に発生した場合には、当初の損害とは別個の損害として遅発時を20年期間の起算点と解すべきであり²⁰⁾、この理は10年時効にも適用されるべきである。また3年時効についても、同様の趣旨で再発損害発生の主観的認識時を起算点と解すべきである。

4 改正民法が適用される事案での起算点論

改正民法は周知のように、債権の消滅時効につき従来の客観的起算点（権利を行使することができる時）からの10年（166条1項2号）の時効に加え、主観的起算点（権利を行使することができる時）から5年の短期時効（同項1号）を加えた。また、人の生命又は身体の侵害による損害賠償請求権の長

20) 筆者は上述の広島・実父性的虐待事件の原告側の依頼を受けて20年期間の起算点等について意見書を執筆した。そこでは原告の主張通り、のちに発症した PTSD の症状が過去の精神的損害とは異なり、異質の損害と認められるならば、PTSD 診断時が20年期間と解すべきであるし、仮にのちに発症した PTSD が過去に発症した損害と異質でないとしても、過去の損害とは時間的に区別された再発損害として、再発損害発生時を起算点と解すべきであるなどの意見を述べている。なお、本稿はこの意見書に手を加えて論文化したものである。

期消滅時効期間は20年とされた(167条)。不法行為による損害賠償請求権の20年期間は判例がいう除斥期間ではなく、明治民法典の制定趣旨に立ち返り、長期時効であることが改めて明示された(724条2号)。また、人の生命、身体を害する不法行為による損害賠償請求権の短期時効は5年とされた(724条の2²¹⁾)。

人身損害である再発損害の場合、損害賠償請求権が債務不履行によるものであれ、不法行為によるものであれ、20年の長期時効の起算点は再発の時、5年の短期時効の起算点は再発を知った時と解すことになる。なお短期時効の起算点である知った時には、再発損害が当初の損害を与えた債務不履行ないし不法行為による損害であることを知ったことを要すると解すべきである。同様に、長期時効の起算点である再発損害発生時も、前述の規範的損害顕在化時説²²⁾からすれば、当初の債務不履行ないし不法行為による損害であることが客観的に認識可能なほどに顕在化した時(例えば医師の診断によりそのような診断が下された時)と解すべきである。

四 おわりに

本稿での私見の骨子をまとめておこう。

じん肺症に関する異質損害段階的発生時説は、じん肺症という特有の病像を持ち、かつ、行政上の管理区分制度とリンクした損害に即して具体化された異質損害別途起算点論である。異質損害別途起算点論のさらに根底には、当初発生した損害と時間的に区別された別個の損害については、別個損害の発生時を別途に起算点とすべきという別個損害別途起算点論があると解すべきである。

別個損害別途起算点論からすれば、再発損害における起算点は再発損害発生時ないしその主観的認識時と解すべきである。この場合の再発損害の

21) この新しい条文の解説として、大塚編・前掲注(3)615頁以下[松本克美]。

22) 前掲注(9)参照。

発生は、権利行使の客観的契機となるような損害の顕在化時、例えばその損害はかつての債務不履行ないし不法行為による損害が再発したものであるとの医師の診断時と解すべきである。

ところで再発損害は視点を変えれば、当初の損害発生で被害が終了したのではなく、その後も被害が進行中であったと捉えることもできる。私見は、被害の進行中は時効は進行しないという見解をとっているので²³⁾、この見解に従えば、再発損害についても時効は進行しておらず、やはり時効は完成していないと言える。

23) 詳細は、松本・前掲注（18）1710頁以下を参照されたい。